

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成23年9月22日 提出

提出者 周南市議会教育福祉委員会
委員長 田 中 和 末

(別紙)

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

先進諸国では子供を感染性の脅威から守るためにヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの国による定期接種化を図り、大きな成果を上げている。日本政府もようやく国民の強い要望を受け、平成22年度補正予算でヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについて、公費助成がとられ、現在実施されている。また、子宮頸がん予防ワクチンについても、同様の措置が講じられている。

しかし、これらの措置は、平成24年3月31日までとなっており、すべての対象者を救済できないばかりか、今後発生する新たな対象者への対応ができず、限定的なものとなっている。このままでは、期限が切れると接種率の後退が危惧され、ひいては予防体制の後退となって国家的損失につながる。

これらのワクチンの効果は、世界的にも確認されていることであり、未来を担う子供たちや女性の命を守るために、定期接種化を図ることは緊急の課題といえる。

そこで、政府においては下記の事項において、一日も早く今回の接種措置を国家的視点で恒久化し、国民が安心して接種できるよう強く要望する。

記

- 1 ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンについて、予防接種法上の「定期の予防接種」に組み込むこと。
- 2 定期接種化に伴う費用は、全額を国の公費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

山口県 周南市議会